

株式移転設立完全親会社への新株予約権付社債の承継の会計処理

(1) 現物出資方式

- ・完全親会社は完全子会社の社債権者に社債を発行し(以下「新社債」) その対価として、完全子会社が発行した社債(以下「旧社債」)を取得する。
- ・完全子会社の社債権者にとっては、株式移転に伴い、旧社債と新社債の差替えとなる。
- ・完全親会社では、取得した旧社債を子会社に現物出資し、子会社株式を増加させる。
- ・完全子会社では、完全親会社による社債の現物出資により、払込資本が増加することになる。
- ・旧社債は、取得した自己社債(旧社債)と混同により消滅する。

株式移転設立完全親会社				株式移転完全子会社			
有価証券 (WB(旧))	1,000	W	B (新)	1,000			
子会社株式	1,000	有価証券 (WB)	1,000	有価証券 (WB(旧))	1,000	払込資本	1,000
				W	B (旧)	1,000	有価証券 (WB(旧))

問題点

- ・完全子会社は株式を発行していないにもかかわらず、払込資本を増加させることができるのか。
- ・株式移転計画(株式交換契約)では、社債の承継は免責的債務引受となるため、完全子会社では、株式移転時に利益が計上されるのではないか。
- ・(課税上の問題で)もし、完全親子会社間で債権・債務関係を成立させるような契約を締結することとした場合には、現物出資という擬制は、とれないのではないか。

(2) 債権債務方式

- ・株式移転計画(株式交換契約)では、社債の承継は免責的債務引受となるため、(課税上の問題で)株式交換契約等とは別途に親子会社間で債権・債務を発生させる何らかの契約を締結する。

株式移転設立完全親会社				株式移転完全子会社			
子会社に対する 債権	1,000	W	B (新)	1,000	W	B (旧)	1,000
						親会社に対する債務	1,000

問題点

- ・求償契約方式は、株式移転時に社債金額相当額全額を債権債務として認識することが難しい。仮に、社債金額相当額を全額債権債務として認識できたとしても、完全親会社においてWBが資本金に振りかわった時点で、親会社では債権の消滅に関する損失計上、完全子会社では利益計上となり、とれない。
- ・債務引受の対価として債務を認識する場合、その対価(新たに認識する債務の額)は、株式移転時の時価と考えられるが、その算定は実務上、難しいのではないか(WBの簿価との差額は、完全子会社において移転時に損益計上)。WBと同額の債権・債務関係を成立させることは可能か。

以上